

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 5月 20日	
三重県知事 殿	
提出者	
住所	〒514-0004 津市栄町1丁目960番地
氏名	三重県厚生農業協同組合連合会 代表理事 理事長 庄山 隆裕 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	059-229-9191
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院
事業場の所在地	三重県鈴鹿市安塚町山之花1275-53番地
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	460床
③ 従業員数	971人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1・院内にて廃棄物発生すると、その場で分別し梱包し、日付、所属を記載し地下まで蓋付カートにて運搬。 2・地下廃棄物保管庫に保管。 3・地下廃棄物保管室から収集運搬業者に依頼し、電子マニフェストによる受付。 4・三重県内処分業者まで直行し、処分場に搬入する。 5・搬入された廃棄物を焼却処分する。 6・焼却灰を焙焼炉にて高温(1000° C) 焼成し無害化され、路盤材等にリサイクルされる。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 廃棄物管理に関しては全責任を病院長(廃棄物管理責任者)が負うものとする。
2. 院内に於ける廃棄物に関する事項は廃棄物委員会で決定し、企画、立案は特別産業廃棄物管理責任者(特管)が行う。
3. マニフェスト処理など実務、専用保管場所、施設維持、保全を施設・資材課(医療廃棄物処理責任者)が行い、県への届け出は特管が行う。
4. 職員・スタッフへの廃棄物処理・分別などの啓蒙、院内廃棄物処理のルールなど特管が施設・資材課と協力して作成し院内スタッフへ伝達していく。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
	年度初め採用者(4月)や中途採用者(10月)職員に廃棄物処理、分別などのオリエンテーションを行い廃棄物処理に費やす経費や処理について説明を行った。医療廃棄物委員会にて、報告(1年間)や運搬業者の選定・書類管理の会議を開催し、現状報告を行い経費削減に努めた。	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
	年度初め採用者(4月)や中途採用者(10月)職員のオリエンテーションを実施し、ICTラウンド時に感染性廃棄物の処理を各部署にて指導し、かつ廃棄物処理にかかる必要経費の実態を再度認識させる。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物排出部署には、分別表の設置があり注射針、メス、メスの刃、その他鋭利な物は必ずプラスチック容器、その他は段ボール箱へ収容する。また、一般廃棄物の感染性廃棄物容器への混入を避け感染性廃棄物排出量の増加につながらないよう周知を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物排出部署には、分別表を置き、注射針、メス、メスの刃、その他鋭利な物は必ずプラスチック容器、その他は段ボール箱へ収容収容する。また、一般廃棄物の感染性廃棄物容器への混入を避け感染性廃棄物排出量の増加につながらないよう周知を図っている。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【 前年度実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。	
	(これまでに実施した取組)		
	この事項は実施していない。		
②計画	【 目標 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
この事項は実施していない。			
②計画	【 目標 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
	この事項は実施していない。		
②計画	【 目標 】		
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度実績 】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。	
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		
	委託先の現地確認の実施		

	②計画	【 目標 】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量		
		優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	
		再生利用業者への処理委託量		
		認定熱回収業者への処理委託量		
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		(今後実施する予定の取組)		
		優良認定処理業者への委託する		
		電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2023年度)実績 】	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	222.95		t	
(今後実施する予定の取組)				
電子化率100%を継続する				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9 欄及び※欄は記入しないこと。

} 記入願います

項目 \ 廃棄物の種類 \ 現状/計画			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB廃棄物を除く (t) *
			引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ		
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する事項	排出量 ①	前年度実績																		0	0
		今年度目標	0.45	0.91		221.59														222.95	
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分に 関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関す る事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																		0	
		今年度目標	0.45	0.91		221.59														222.95	
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績																		0	
		今年度目標	0.45	0.91		221.59														222.95	
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績																		0	
		今年度目標				221.59														221.59	
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
	⑩のうち認定 熱回収業以外の 熱回収を行う 業者への処理 委託量 ⑭	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第2号の14)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。記入しても差し支えありませんが、その際は、様式第2号の14 別紙4の報告数値と一致していることを確認してください。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です * PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物とは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。